

(参考資料4)

第2回保育士養成課程等検討会
平成27年7月13日

保育士試験の実技試験を講習又は実習に代えることに関する意見

村松 幹子

- 保育士試験の実技試験に代わる実習では、実習の前に、表現活動に関することや保育の流れや発達段階に応じた子どもの姿やかかわりに関する講習を受講し、そのうえで、講習で学んだことを実習で実践し経験したりすることが必要と考えます。
- 実技試験を講習または実習に代えるにあたっては、実習の質の担保（標準化）が必要です。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格取得のための実習では、実習受入れ施設の実習指導者に、それぞれ「実習指導者講習会」を受講することが求められおり、そのことにより実習の質の担保が図られています。

地域限定保育士資格取得においても、同様の効果が期待できる仕組みを、今後取り入れるべきと考えます。
- 実習を受け入れる施設には、実習生の評価が求められるものと考えますが、どのような評価基準を用いるのかについて明確に示されることが必要と考えます。
- 実習受入れ施設には、3号定員を持つ認定こども園も含めるべきと考えます。